



# 島根県報

平成27年10月16日（金）

号外 第 168 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【条 例】**

島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例を廃止する条例	（総 務 課）	3
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	（農 業 経 営 課）	4
島根県流域下水道条例の一部を改正する条例	（下 水 道 推 進 課）	5
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	6

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例を廃止する条例（条例第41号）

#### 1 条例の概要

経済情勢及び雇用情勢の悪化により修学が困難となった高等学校等の生徒に係る奨学金の貸与及び授業料の減免に対して補助を行うための国の交付金による事業並びに東日本大震災により被災した児童、生徒等に係る就学の援助等を行うための国の交付金による事業が終了し、基金の設置を要しなくなったことから、島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例を廃止することとした。

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第42号）

#### 1 条例の概要

(1) 返還債務を免除できる貸付金のうち、新規就農者経営安定資金及び青年農業者初期経営安定資金を削ることとした。（第2条関係）

(2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県流域下水道条例の一部を改正する条例（条例第43号）

#### 1 条例の概要

引用する条項の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

### ◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第44号）

#### 1 条例の概要

引用する条項の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 41 号

島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例を廃止する条例

島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例（平成21年島根県条例第54号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県条例第 42 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表新規就農者経営安定資金の項及び青年農業者初期経営安定資金の項を削り、同表青年農業者等早期経営安定資金の項中「法第 4 条第 1 項」を「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第 4 条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号。以下この項において「法」という。）第 4 条第 1 項」に改め、「者で、認定就農計画」の次に「（同条第 2 項に規定する認定就農計画をいう。以下この項において同じ。）」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県条例第 43 号**

島根県流域下水道条例の一部を改正する条例

島根県流域下水道条例（昭和56年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第25条の 2 第 1 項」を「第25条の10第 1 項」に改める。

第 3 条及び第 8 条中「第25条の10第 1 項」を「第25条の18第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 10 月 16 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

#### 島根県条例第 44 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 5 号中「第30条」を「第40条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。